

(R04) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集に係る質問及び回答

令和4年1月4日

FAX到達日	採番	質問内容（原文のまま、すべての御質問を記載しています。）	回答
12月24日	4	大手前庁舎来庁者駐車場は2019年4月に新規開設されたと認識しています。契約更新により最長5年間運営可能であったが、運営事業者さんが変わられていると思います。運営事業者さんの変遷と終了理由を教えてください。	<ul style="list-style-type: none">・運営事業者については、令和元年度及び令和2年度はタイムズ24株式会社 様、令和3年度はサイカパーキング株式会社 様です。・終了理由は、事業者の経営上の秘密情報に関連する事項と判断し、回答は控えさせていただきます。
12月24日	5	大手前庁舎来庁者駐車場の現使用料・売上実績、利用台数、無料扱い台数を教えてください。	<ul style="list-style-type: none">・現使用料は67,000,000円/年です（令和3年2月8日募集結果公表済）。・売上実績、利用台数、無料扱い台数については、事業者の経営上の秘密情報に関連する事項と判断し、回答は控えさせていただきます。
12月24日	6	大手前庁舎来庁者駐車場の電気設備は電力事業者との直接電力需給契約ですか？ 直接契約でない場合は大阪府庁への支払い実績額を教えてください。	<ul style="list-style-type: none">・光熱水費については、事業者が直接電力事業者と電力需給契約を締結し、お支払いいただくこととしています。
12月28日	7	貴庁WEBサイト上で「大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」を差し替えた旨、掲載されていますが、修正箇所を明示頂けますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none">・仕様書P3[仮囲いの撤去及び新たな設置等]才旧)「東側（上町筋側）中央部で擁壁が幅6m・奥行1m程度セットバックした場所がありますので、ネットフェンス等の安全対策を講じてください。」新)「東側（上町筋側）中央部で擁壁が幅6m・奥行1m程度セットバックした場所がありますので、ネットフェンス等の安全対策を講じてください。<u>なお、事業期間終了時は存置し、原状回復は求めません。</u>」・仕様書P4 4 原状回復旧)「営業事業者は、使用可能期間が満了し、又は使用を認められなくなった場合は、原則として速やかに原状回復してください。ただし、3(4)に定めた場合（新設した舗装、雨水排水、撤去した北側・東側の仮囲い）は除きます。なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。」新)「営業事業者は、使用可能期間が満了し、又は使用を認められなくなった場合は、原則として速やかに原状回復してください。ただし、3(4)に定めた場合（新設した舗装、雨水排水、撤去した北側・東側の仮囲い、<u>東側中央部のネットフェンス等の安全対策</u>）は除きます。なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。」
12月28日	8	仕様書P2 3使用条件等(4)整備工事等 物件2イ パネルゲートの保管に係る費用は事業者負担なのでしょうか。それとも貴庁より保管場所の提供があるのででしょうか。	用地南側の重粒子センターとの間の用地に保管していただくことは可能です。ただし、事業者の責任において適切な養生・管理をお願いします。

(R04) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集に係る質問及び回答

令和4年1月4日

FAX到達日	採番	質問内容（原文のまま、すべての御質問を記載しています。）	回答
12月28日	9	仕様書P2 3使用条件等(4)整備工事等 物件1イ ゲート位置は現状と同じで構わないでしょうか。	事業期間中、現状のゲートの基礎部を残して置き、事業期間完了時に原状位置に復旧いただいても結構です。
12月28日	10	仕様書P2 3使用条件等(4)整備工事等 物件2オ ネットフェンス等の安全対策について 対象箇所は現況の仮囲いの内側という認識で間違いはないでしょうか。	現状の仮囲いを撤去する場所になります。 用地を有効活用するため、現状の仮囲いとほぼ同じ位置に設置することが有効と考えます。
12月28日	11	募集要項P6 (3) 契約保証金について 契約保証金は契約解除時に返戻されるのでしょうか。それとも使用料と相殺されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none">・物件2（大阪城前）普通財産部分の契約保証金については、契約内容が適切に履行された場合、契約満了時に返還します。事業者の債務不履行により契約解除となり、府が事業者に対し金銭債権があるときは、契約保証金と相殺できることとされています。・なお、使用料は使用開始年度前に全納いただくこととなっておりますので、契約保証金と使用料が相殺されることはありません。・物件1（本館西側）及び物件2（大阪城前）の行政財産部分については、契約保証金は発生しません。
12月28日	12	仕様書P3 3使用条件等(4)整備工事等 物件2[アスファルト舗装及び排水機能の確保等]素掘会所について 素掘会所を使用する場合、会所蓋や、フェンスで囲うなどの安全対策が必要かと考えます。安全対策について、仕様はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none">・府としての仕様の指定はございません。・事業期間中の貸出エリア内で起こる事象は営業事業者の責任となりますので、必要な安全対策をお願いします。